

◎ インフルエンザ予防接種補助金に関するQ&A ◎

Q 1. 領収書にインフルエンザ予防接種代と明記されていない場合はどうしたらいいですか？

- A. 必須記載事項なので医療機関で追記またはゴム印を押してもらるか、インフルエンザ予防接種領収証明書（事業所記録媒体）（様式③）または、インフルエンザ予防接種領収証明書（様式④）を記入してもらってください。
明記されていない場合は、補助金が支給されない場合がございますのでご注意ください。

Q 2. 事業所でまとめて接種する場合の領収書と様式はどうしたらいいですか？
また、その中に任意継続被保険者が含まれる場合はどうしたらいいですか？

- A. 事業所名と合計金額、単価、人数、インフルエンザ予防接種代と明記された領収書を提出してください。また、任意継続被保険者が含まれる場合は、補助金を事業所に支払うため任意継続被保険者の委任状が必要です。
領収書を紛失した場合は、要領または資料1・2をご確認ください。

Q 3. 領収書ではなくレシートをもらいましたが対象になりますか？

- A. 対象外になります。
ただし、レシートに領収書と明記されていて、必須記載事項（要領7参照）が書かれていれば対象となります。

Q 4. 「インフルエンザ予防接種済証」をもらいましたが、領収書の代わりにになりますか？

- A. 領収書の代わりにはなりませんので、必ず別途領収書をお願いいたします。
ただし、「接種済証兼領収書」または「請求書兼領収書」と記載があるものは、領収書を兼ねていますので有効です。

Q 5. 領収書を紛失してしまった場合、どのようにしたらよろしいですか？

- A. インフルエンザ予防接種領収証明書（事業所記録媒体）（様式③）または、インフルエンザ予防接種領収証明書（様式④）に医療機関で証明してもらい、提出してください。

Q 6. 領収書に医療機関の公印がなく領収印が押印されているがそれでもかまいませんか？

- A. 領収印があれば有効です。



Q 7. 実施期間において65歳になる場合はインフルエンザ予防接種補助金制度を利用できますか？

A. 年齢制限はありませんが接種日当日、当組合の被保険者および被扶養者である方であれば利用できます。
また、他の制度より助成を受けた場合は、なお残る自己負担額が補助金の対象となります。

Q 8. 市区町村から公費補助（接種費用の助成）が受けられる場合は、インフルエンザ予防接種補助金制度を利用できますか？

A. 公費補助を受け、なお残る自己負担額が補助金の対象となります。

Q 9. 申請書類を作成する上で、その他に注意することはありますか？

A. ①インフルエンザ予防接種補助金申請書（様式①）の補助金合計額は、必ず事業所で記入してください。
②家族数名で予防接種を受け、領収書が合算金額1枚で発行された場合は、必須記載事項の接種者氏名（フルネーム）・接種年月日・単価をそれぞれ全員分医療機関で記入してもらうか、インフルエンザ予防接種領収証明書（様式④）を提出してください。
③被扶養者の方が学校で実施する予防接種を受けた際、領収書が学校名や生協名等で発行された場合でも、領収書として有効です。

Q10. 海外赴任先でインフルエンザ予防接種を受けた場合は補助の対象となりますか？

A. 対象外になります。日本国内接種分のみ対象となります。

Q11. 紙面と記録媒体（CD）が混在して提出してもいいですか？

A. 可能ですが、出来る限り記録媒体（CD）での提出をお願いいたします。